

## 生健会と保護課の定例「懇談会」 3度の食事を2度に“やりくり”は限界

年に一度の保護課との懇談を行いました。

◆印は、保護課の回答

### ■下水道使用料免除の廃止

コロナや戦争や円安で物価が上がって、国も給付金を配布しているのに、市から「下水道使用料免除の廃止」が提案されている。保護課は「廃止するな」と市にものを言え。

◆廃止は決まってない。皆さんからのご意見はきちんと伝えていきます。

### ■“やりくりを”と言われたが

3回の食事を2回にしている、やりくりは限界。「携帯電話をやめる」と言ったら、保護課から「連絡がつかなくなるので絶対だめ」と言われた。

### ■エアコンを動かす電気代を

エアコンを動かすお金がない。“冷房をつけて体調管理してください”と医者から言われているが、水風呂で体を冷やしている。命にかかわる問題。

◆県市長会で、国に夏季加算を求めている。

### ■“申請”なのに“相談”とされ帰される

窓口で約6割が申請できずに帰っている。



市が作成した手引書にはまず来所目的を聞き、申請目的なら申請書を渡すことになっているが、目的を聞かずに相談とされ帰される。

手引書には“保護が必要な人には申請を助言する”と、なっているが全く行われてない。

市は、自らが決めた約束を守ってない。全ての福祉事務所に徹底を。

◆分かりました。再度周知をはかりたい。

### ■事故の慰謝料は全額保護課に返せ

全額返しなさいと言われるが、家電の購入などに使っていいことを知らせていない。

利用率が極めて低い。保護利用者の立場に職員が立って活用を助言すべきだ。

制度の利用率が低すぎる。親身にアドバイスするのが職員の仕事。

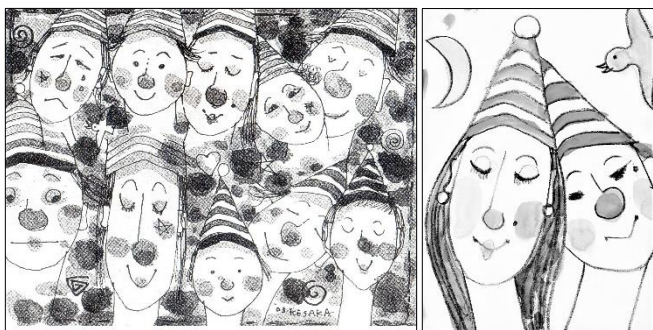
◆割合的には利用率が低い。当然、制度を説明するように周知したい。

### 「ピエロの絵」いかがでしたか？

小倉高校のバス停近くに素敵なピエロの絵を看板にした小さな食堂がありました。

訪ねたときに、カレンダーの裏紙に書いたピエロの絵（左の右）を1000円で購入しました。生まれて初めての絵画の購入でした。

作者は高坂昇さん。既にお亡くなりになりましたが、ピエロはいつまでも優しいです。



故高坂昇さんの自画像

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために

えっふーん

## 誰にでも起こるかもしれない“冤罪”を考える

日本国民救援会の「救援新聞」に掲載された「冤罪を作り出す検察を問う」での、村木厚子（元厚労省事務次官 郵便不正事件冤罪被害者）さんの発言を読んで「えっ、へー、ふーん」と思いましたので、その一部を紹介します。

日本の刑事司法は推定無罪が大原則で、この人がやったということを検察が証明しなくてはいけないルールのはずです。でも実際には検察が「こいつが犯人だ」と決めたら、弁護側が無罪であることを証明しなくてはいけない構図になっています。

私の事件の時も、小さな無罪証拠を一生懸命見つけて弁護団に持っていったら、「村木さん、これでは裁判はひっくり返らないんだよ」と言われました。逆転満塁ホームランみたいなものを持っていかないと無罪にならないというのは、すごく矛盾を感じました。

「罪を認めろ」と言っていた検事が私に「執行猶予が付けば大した罪じゃないか」と言ったんです。でも一番大事なものは、私が“やったか”“やらなかったか”です。ニセの障がい者団

体の金儲けのお手伝いをしたなんて絶対自分で許せない。

私「恋に狂って誰かを刺したって言われた方がよっぽどマシだ」って言っちゃったんです。

「検事さんたちの感覚狂ってる」って私泣いて訴えました。

取調べの検事が変わって2人目の検事さんも全く同じことを言ったので、これは職業病なんだと思いました。2人目の検事さんがこう言ったんです。「真実は誰もわからない。だから色々な人の証言を集めて重なって一番黒くなったところを真実と決めるしかない」って言ったんです。

おかしいですよ、私がやってないという真実を私は知っているわけですから。けどその真実を検事がわかっていないし、わかるための努力もしていない。



元厚労省事務次官の村木さん



### クーリング・オフは簡単

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。一般的には、契約をしたら、消費者は原則として一方的に契約の解除はできません。

しかし、訪問販売など下記のような取引や、情報や知識のない消費者にとって不利な場合は、契約を解除することができます。

クレジット契約、訪問販売、電話での勧誘販売、美容医療や〇〇教室など長期・継続的な特定継続的役務提供、「仕事を提供し収入が得られる」と誘引して商品等を売る業務提供誘引販売取引、商品の買い取りを行う訪問購入、宅地建物取引、生命・損害保険契約、マルチ商法などです。

この記事を書いている時に“化粧品の購入”についての相談があり、下記に電話相談した結果、契約の解除ができました。

◇相談：北九州市消費生活センター 093-861-0999

### 契約解除通知書

契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇会社〇〇支店

担当者 〇〇〇〇 氏

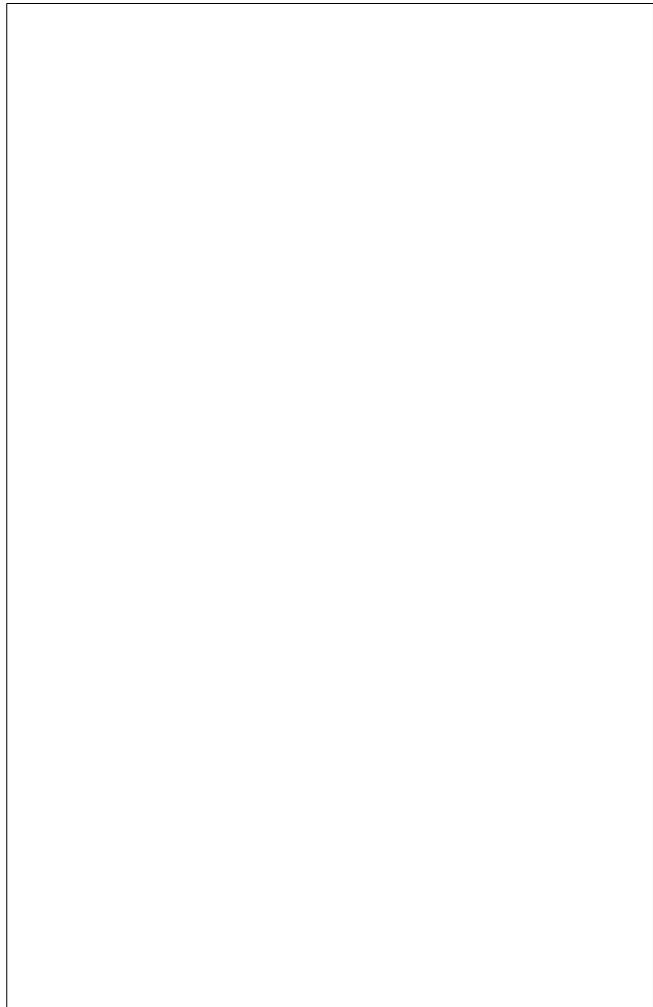
上記日付の契約は解除します。

なお、支払済の〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引取ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地

契約者 氏名



1060041

2

1-1